

肝疾患診療連携拠点病院医師・責任者向け研修会

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

概要と肝炎拠点病院での役割

東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学
立道 昌幸

3局合同！！！！の通達 初めて！

基発0223第5号

健発0223第3号

職発0223第7号

平成28年2月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて

これまでの、安全衛生法の視点 事業者による労働者の健康確保対策

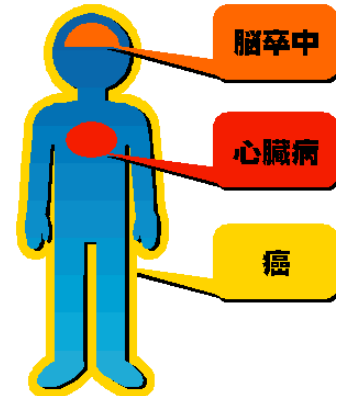
健康診断による就業上の措置

就業場所の変更、
作業の転換
労働時間の短縮
深夜業の回数の減少など

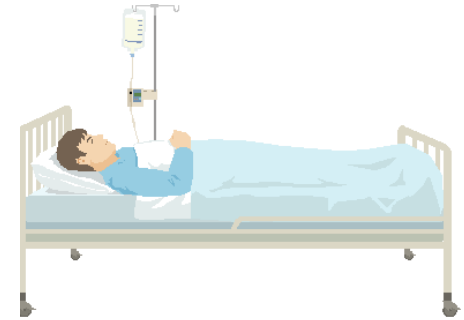
心臓、腎臓、肺などの疾患で労働のため病勢が著しく
増悪する恐れのある者(労働安全衛生法68条)

就業を禁止！

労働者の疾病の種類、程度、これについての産業医等の意見を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにし、**やむを得ない場合に限り禁止する趣旨**であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべきものである。



慢性疾患への罹患

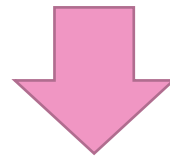


放置か離職かの選択

忙しいから治療できない！

会社に迷惑がかかるから会社を辞める！

仕事を続ける自信がない！



高齢化
有病率の上昇
労働力の減少

治療と仕事を両立させたい



ガイドラインの位置づけ

ガイドラインの内容とねらい

本ガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、**業務によって疾病を増悪させることなどが無いよう、事業場において適切な就業上の措置**を行いつつ、**治療に対する配慮が行われるようにするため**、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、**事業場における取組**をまとめたものである。

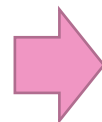
ガイドラインの対象

本ガイドラインは主に、**事業者、人事労務担当者及び産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフを対象**としているが、労働者本人や、家族、医療機関の関係者などの支援に関わる方にも活用可能なものである。

本ガイドラインが対象とする疾病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、**肝炎**、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治癒する疾病は対象としていない。

適切な就業上の措置

就業場所の変更
作業の転換
職位の変更
労働時間の短縮
深夜業の回数の抑制など



適切な治療の確保！
悪化の防止



時間単位の年次有給休暇
疾病休暇・病気休暇
時差出勤
短時間勤務制度
在宅勤務(テレワーク)
試し出勤制度

会社毎の特有の制度
の適応



就労支援と両立支援

狭義の意味

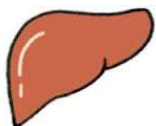
就労支援・・・雇用支援
ハローワーク的

両立支援・・・雇用・仕事の継続支援

ウイルス肝炎

適切な就業上の配慮とは何か？

無症候期



AST,ALT異常



肝硬変代償期



肝硬変非代償期



肝癌併発期

不要？

時間外労働制限の必要性？
灼熱環境下での労働？
肝毒性のある物質の取り扱い？
海外出張の可否？
営業職？

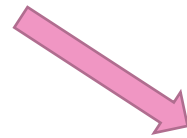


交替制勤務？
一人夜勤？
国内出張？

職種・職位？
労働時間の短縮？
通勤時間・手段の考慮？

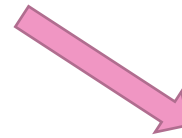


この体の状態で

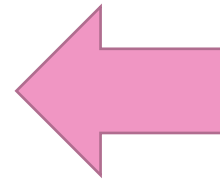


こんな仕事をさせたら

……配慮すべき仕事



事業主責任が問われる



悪化した

肝毒性がある化学物質を取り扱う業務

有機溶剤

石油精製物質

N, N-ジメチルアセトアミド

四塩化炭素

.....

.....



SDSを取り寄せてGSH区分を見る

化学物質の有害性を含む評価項目(エンドポイント:発がん性、一般毒性、神経毒性等)や評価基準の統一化に向けた国連勧告(Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals、**GHS**)



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8

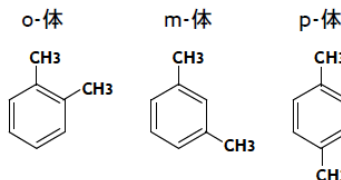
担当
TEL (03) 3270-2701
FAX (03) 3270-2720
緊急連絡 同上
改訂 平成27年10月27日
SDS整理番号 24010150

製品等のコード : 2401-0150、2401-0160、2401-1170、2401-1180、2401-2180、
2401-2190

製品等の名称 : キシレン

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
異性体分離によりo-キシレン、m-キシレン、p-キシレンの原料、香料、
エチルベンゼン、脱メチルによりベンゼン、合成原料として染料、有機顔料、
可塑剤、医薬品、溶剤として塗料、農薬、医薬品など一般溶剤、石油精製溶剤など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分3
自然発火性液体 : 区分外
金属腐食性物質 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分5 【国連GHS分類】
皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A
生殖毒性 : 区分1B
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(呼吸器、**肝臓**、中枢神経系、腎臓)
区分3(麻醉作用)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(呼吸器、神経系)
吸引性呼吸器有害性 : 区分2

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分2
水生環境慢性有害性 : 区分2

注意喚起語 : 危険

例えば、肝炎における両立支援とは、

肝機能を悪化させることなく、仕事と治療の
両方が行えるように仕事の内容、質、量につ
いて配慮すること

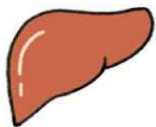


ウイルス肝炎

適切な就業上の配慮

不要？

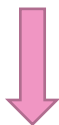
無症候期



AST,ALT異常



肝硬変代償期



肝硬変非代償期



肝癌併発期

時間外労働制限の必要性？
灼熱環境下での労働？
肝毒性のある物質の取り扱い？
海外出張の可否？
営業職？



交替制勤務？
一人夜勤？
国内出張？

職種・職位？
労働時間の短縮？
通勤時間・手段の考慮？

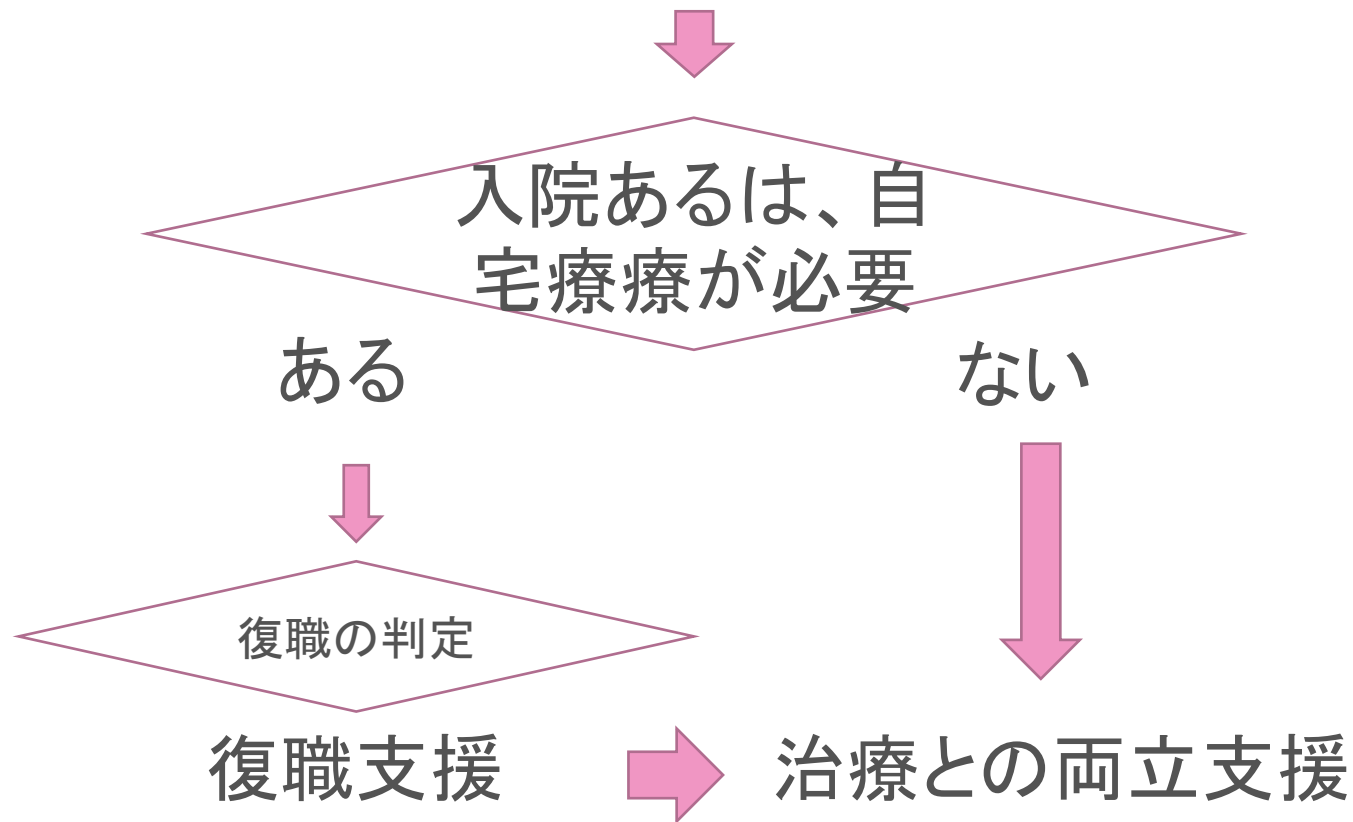


事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

平成28年2月

厚生労働省

治療を要する労働者

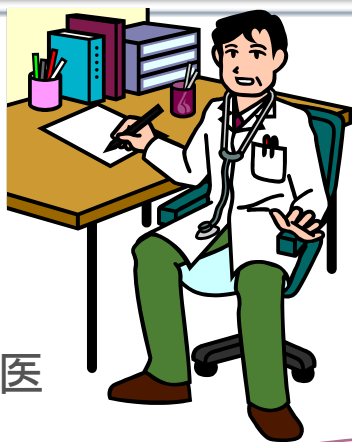


5 両立支援の進め方

治療と職業生活の両立支援は以下の流れで進めることが望ましい。

- ① 両立支援を必要とする労働者が、支援に必要な情報を収集して事業者に提出(以下の(2)を参照)
労働者からの情報が不十分な場合、産業医等又は人事労務担当者等が、労働者の同意を得た上で主治医から情報収集することも可能(以下の(3)を参照)
- ② 事業者が、産業医等に対して収集した情報を提供し、就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見を聴取(以下の(4)を参照)
- ③ 事業者が、主治医及び産業医等の意見を勘案し、就業継続の可否を判断(以下の(5)アを参照)
- ④ 事業者が労働者の就業継続が可能と判断した場合、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施時期等を事業者が検討・決定し、実施(以下の(5)イを参照)
- ⑤ 事業者が労働者の長期の休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応・休業中のフォローアップを事業者が行うとともに、主治医や産業医等の意見、本人の意向、復帰予定の部署の意見等を総合的に勘案し、職場復帰の可否を事業者が判断した上で、職場復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施事項等を事業者が検討・決定し、実施(以下の(5)ウを参照)

つまり、本人が申告して事業主が決める



主治医

治療と職業生活の両立支援のための
ガイドラインというのがでたので、
会社と相談しなさい！

あなたの会社には産業医はいますか？
それならまずは、産業医に相談しなさい！

ちなみに、あなたは今どのような仕
事をしていませんか？



最初は、患者(労働者)の申告から

産業医はいません！



肝疾患連携診療連携拠点病院

肝炎コーディネーター

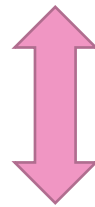
主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等
保健所等の保健師
社会保険労務士等

がキーパーソンになる！！

事業所で両立支援に取り組むには まず社員個別の正確な医療情報

どのような状態？ どのような副作用を伴う治療？ 経過予測？

→ **主治医との情報共有の必要性**



産業医
産業保健スタッフ

病状に影響しないように働くにはまず、
どんな仕事をしてるか？の情報が必要

従業員氏名		生年月日	年	月	日
住所					

職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など				
職務内容	(作業場所・作業内容)				
	[]				
	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業)	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業)	<input type="checkbox"/> 長時間立位		
	<input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業	<input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業	<input type="checkbox"/> 高所作業		
	<input type="checkbox"/> 車の運転	<input type="checkbox"/> 機械の運転・操作	<input type="checkbox"/> 対人業務		
	<input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内)	<input type="checkbox"/> 海外出張	<input type="checkbox"/> 単身赴任		
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常昼勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他()				
勤務時間	____時__分 ~ ____時__分(休憩__時間。週__日間。) (時間外・休日労働の状況：) (国内・海外出張の状況：)				
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能)				
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他() 通勤時間：()分				
休業可能期間	____年__月__日まで(____日間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 傷病手当金●%)				
有給休暇日数	残____日間				
その他 特記事項	化学物質の種類				
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()				

上記内容を確認しました。

平成 年 月 日 (本人署名)_____

平成 年 月 日 (会社名)_____

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

両立支援の検討に必要な情報

労働者からの申出に基づき、事業者が治療と職業生活の両立支援を検討するに当たって、参考となる情報

ア 症状、治療の状況

- ・現在の症状
- ・入院や通院治療の必要性とその期間
- ・治療の内容、スケジュール
- ・通勤や業務遂行に影響を及ぼしうる症状や副作用の有無とその内容

イ 退院後又は通院治療中の就業継続の可否に関する意見

ウ 望ましい就業上の措置に関する意見

(避けるべき作業、時間外労働の可否、出張の可否等)

エ その他配慮が必要な事項に関する意見

(通院時間の確保や休憩場所の確保等)

治療の状況や就業継続の可否等について 主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名		生年月日	年	月	日		
住所							
病名							
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)						
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))						
退院後／治療中の 就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可(療養の継続が望ましい)						
業務の内容について職場で配慮した ほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、 長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載 をお願いします。						
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
上記の措置期間	年	月	日	～	年	月	日

上記内容を確認しました。

平成 年 月 日 (本人署名) _____

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名) _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用する
ものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

治療の状況等に関する必要に応じた主治医からの情報収集

主治医から提供された情報が、両立支援の観点から十分でない場合は、産業医若しくは労働者数が50人未満の事業場で労働者の健康管理等を行う医師（以下「産業医等」という。）又は保健師、看護師等の産業保健スタッフがいる場合には、労働者本人の同意を得た上で、産業医等や産業保健スタッフが主治医からさらに必要な情報を収集することもできる。

これらの者がいない場合には、労働者本人の同意を得た上で、人事労務担当者等が主治医からさらに必要な情報を収集することもできる。



肝炎について、会社に病状を伝える場合 の留意点

一般労働者に対する調査結果の概要

調査項目	% (n=3219)
1. 肝炎ウイルスの検査をこれまでに1度以上受診した	21.3(40歳以上では28.7)
2. 検査を受けた理由	
① 人間ドック・住民健診・住民がん検診などで追加で行えたから	36.2
② 会社の健診項目に含まれていたから	19.2
3. 肝炎ウイルス感染者が職場にいた場合	
① 不安に思う	36.0
② なるべく接触しないようにする	32.0
③ 誤った偏見の念を抱くかもしれない	23.7

肝炎患者労働者に対する調査結果の概要

調査項目	% (n=312)
1. B型/C型肝炎ウイルスの感染が明らかになった理由	
① 体調不良で受診した際に指摘されたから	29.8
② 会社の健康診断で指摘されたから	18.6
③ 献血で指摘されたから	18.3
2. ウイルス性肝炎の受診状況	
① 定期的に受診していない	36.9
② 3か月に1回程度受診している	19.2
③ 年に1回程度受診している	17.6
3. 職場で偏見を感じる	15.4
4. 他の人に感染させてしまうのではないかと不安である	30.1
5. ウイルス性肝炎であることをだれにも開示していない	41.0 (HBV) 29.5 (HCV)
6. 職場で受けている配慮(通院・服薬管理等、n=202)	27.2(HBV) 39.1(HCV)

休業措置、就業上の措置及び治療に対する配慮の検討と実施

産業医等の意見を踏まえた検討

事業者は、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業を継続させるか否か、具体的な就業上の措置や治療に対する配慮の内容及び実施時期などについて検討を行う。

その際、就業継続に関する希望の有無や、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する要望について、**労働者本人から聴取し、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めること**が必要である。

なお、検討にあたっては、**疾病に罹患していることをもって安易に就業を禁止するのではなく、主治医や産業医等の意見を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないように**することに留意が必要である

休業措置、就業上の措置及び治療に対する配慮の検討と実施

産業医等の意見を踏まえた検討

事業者は、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業を継続させるか否か、具体的な就業上の措置や治療に対する配慮の内容及び実施時期などについて検討を行う。

就業配慮すれば、一般的に給料が下がります。

なお、検討にあたっては、**疾病に罹患していることをもって安易に就業を禁止するのではなく、主治医や産業医等の意見**を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにすることに留意が必要である

入院等による休業を要さない場合の対応



「両立支援プラン」の策定

事業者は、労働者が治療をしながら就業の継続が可能であると判断した場合、業務によって疾病が増悪することがないように就業上の措置等を決定し、実施する必要があるが、その際必要に応じて、**具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画**(以下「**両立支援プラン**」という。)を策定することが望ましい。

両立支援プランの作成に当たっては、産業医等や保健師、看護師等の産業保健スタッフ、主治医と連携するとともに、必要に応じて、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、**地域の産業保健総合支援センター**、保健所等の保健師、社会保険労務士等の支援を受けることも考えられる。

また、**両立支援プラン**の作成に当たっては、**治療の終了と同時にすぐに通常勤務に復帰できる**とは限らないことに留意が必要である。

作成日： 年 月 日

従業員 氏名	生年月日		性別
	年	月	日
所属	従業員番号		
治療・投薬等の 状況、今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考)治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の●●業務に変更する。 		
その他 就業上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日：●月●日●～●時) ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。 		

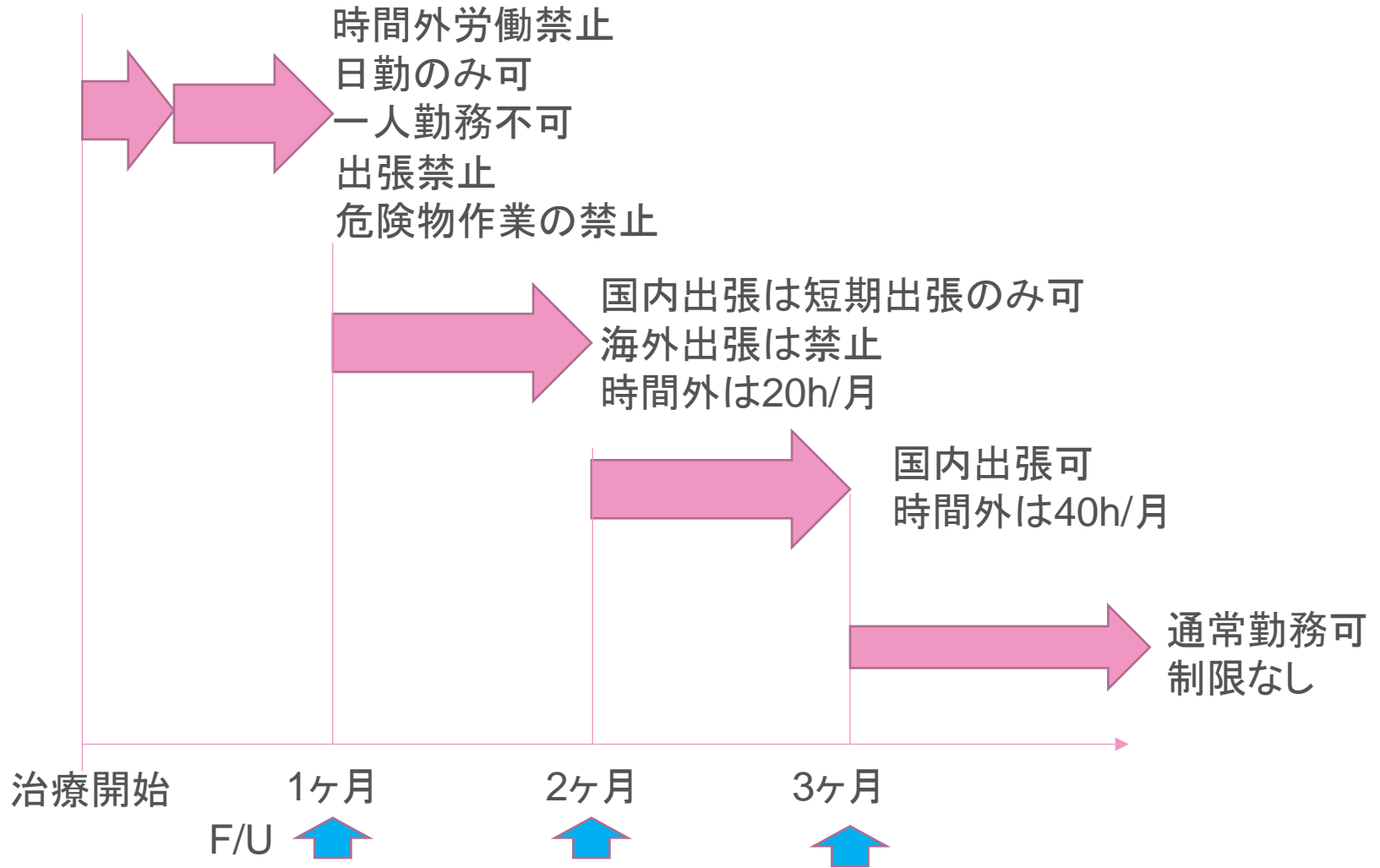
両立支援プランの例

就業配慮の基本

1. 通勤方法、通勤時間
2. 勤務時間・・・短時間勤務(半日、2時間短縮)、フルタイム
3. 残業時間・・・禁止、10h、20h、40h/月
4. 出張・・・・・・国内、海外(場所)
5. 業務内容・・・デスクワーク
 - 危険作業
 - 有害業務
 - 身体的負荷
 - 交代制勤務
 - 精神的負荷

副作用：ヘモグロビン減少、貧血、倦怠感、悪心など
不整脈の出現？

無症候期

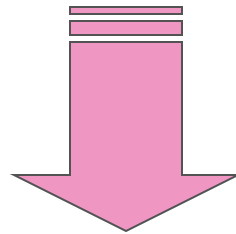


産業医の役割

産業医は**50人以上の事業所**では選任されていますが、50人未満の事業所では、選任されていません。

事業所と会社の規模とは異なります。
選任の基準はあくまで、**事業所単位**！

産業医は、臨床医による医学的診断をもとに、当該労働者が**現行の業務を継続できるかどうか**について判断し、事業主にその旨を報告、助言する。

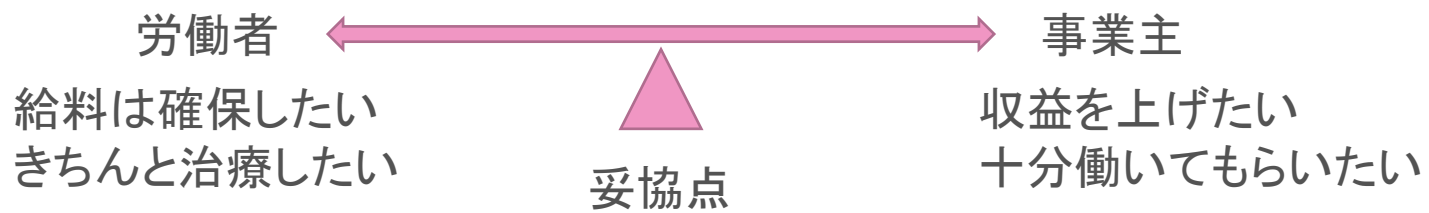


助言
意見
勧告

労働者の健康に関する法的責任は、**事業主**にある。

産業医と臨床医の大きな違い

臨床医は、あくまで患者本位であるが
産業医は、患者（社員）と会社に対して常に
中立である。



医療情報の交換

臨床医

…守秘義務

診断書

社員

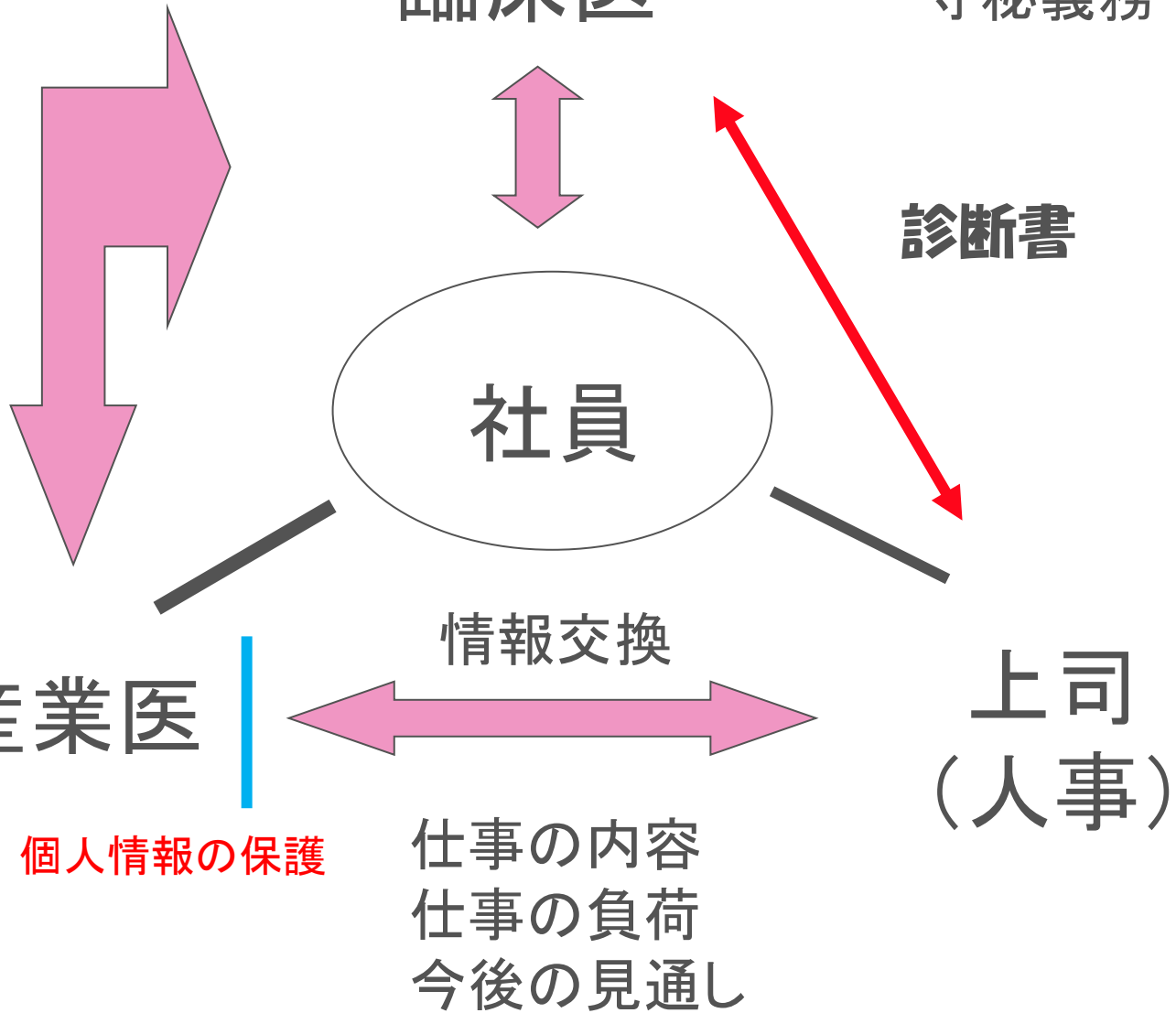
産業医

個人情報の保護

情報交換

上司
(人事)

仕事の内容
仕事の負荷
今後の見通し



臨床医

・・・守秘義務

医療情報の交換

診断書

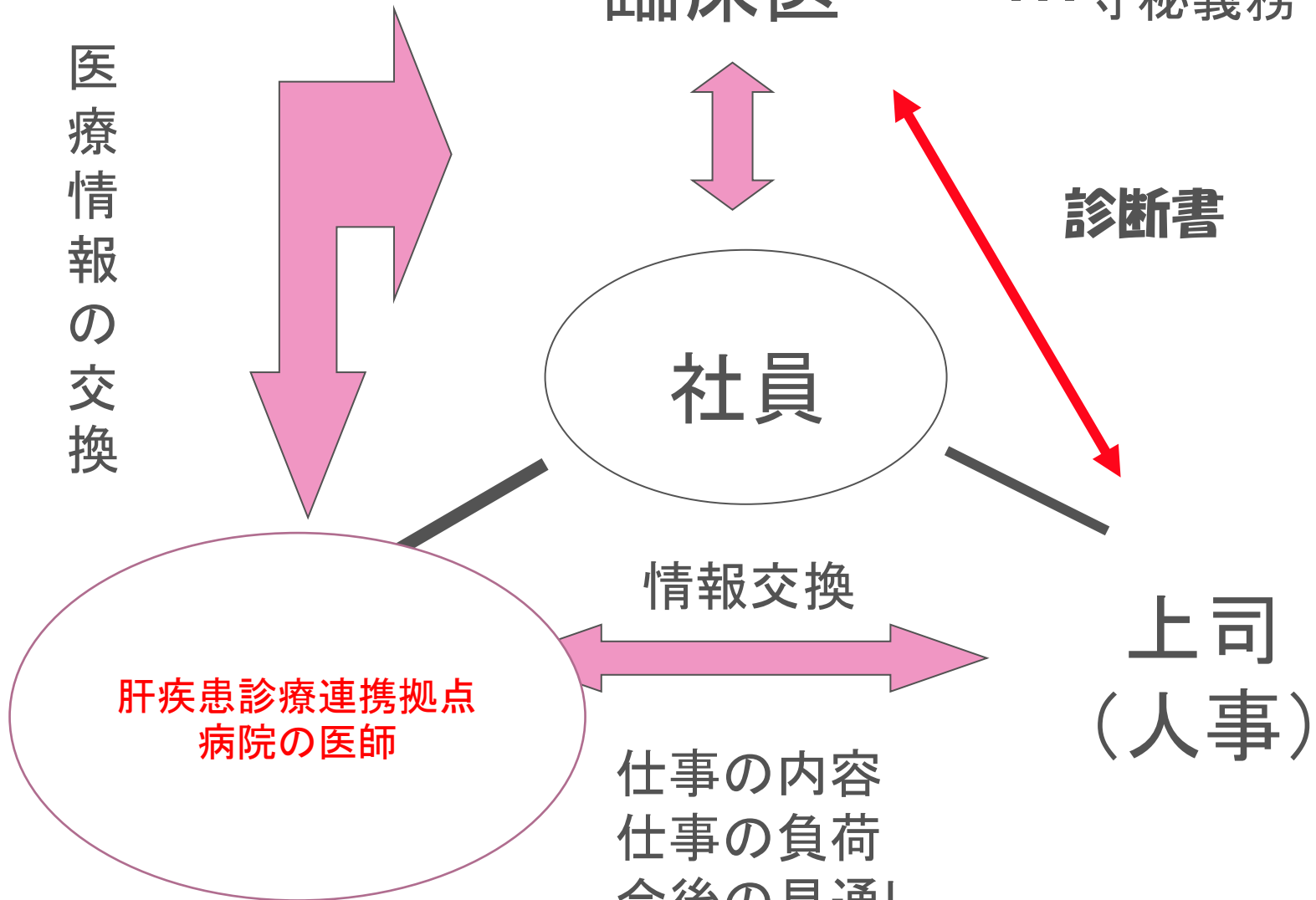
社員

上司
(人事)

情報交換

肝疾患診療連携拠点
病院の医師

仕事の内容
仕事の負荷
今後の見通し



両立支援の注意点

(1) 安全と健康の確保

治療と職業生活の両立支援に際しては、**就労によって、疾病の増悪、再発や労働災害が生じないように**、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行うことが就業の前提となる。

従って、**仕事の繁忙等を理由に必要な就業上の措置や配慮を行わないことがあってはならないこと。**

(2) 労働者本人による取組

治療と職業生活の両立に当たっては、疾病を抱える労働者本人が、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬する

(3) 労働者本人の申出

治療と職業生活の両立支援は、私傷病である疾病に関わるものであることから、労働者本人から支援を求める申出がなされたことを端緒に取り組むことが基本となること。なお、本人からの申出が円滑に行われるよう、事業場内ルールの作成と周知、労働者や管理職等に対する研修による意識啓発、相談窓口や情報の取扱方法の明確化など、申出が行いやすい環境を整備することも重要であること。

(4) 治療と職業生活の両立支援の特徴を踏まえた対応

治療と職業生活の両立支援の対象者は、入院や通院、療養のための時間の確保等が必要になるだけでなく、疾病の症状や治療の副作用、障害等によって、労働者自身の業務遂行能力が一時的に低下する場合などがある。

このため、育児や介護と仕事の両立支援と異なり、時間的制約に対する配慮だけでなく、労働者本人の健康状態や業務遂行能力も踏まえた就業上の措置等が必要となること。

(5) 個別事例の特性に応じた配慮

症状や治療方法などは個人ごとに大きく異なるため、個人ごとに取り組むべき対応やその時期等は異なるものであり、個別事例の特性に応じた配慮が必要であること。

$$\text{個人の病態} \times \text{会社の取り組み} \times \text{担当者の資質} = \infty$$

(6) 対象者、対応方法の明確化

事業場の状況に応じて、事業場内ルールを労使の理解を得て制定するなど、治療と職業生活の両立支援の対象者、対応方法等を明確にしておくことが必要であること。

(7) 個人情報保護

治療と職業生活の両立支援を行うためには、症状、治療の状況等の疾病に関する情報が必要となるが、これらの情報は機微な個人情報であることから、労働安全衛生法に基づく健康診断において把握した場合を除いては、事業者が本人の同意なく取得してはならないこと。

また、健康診断又は本人からの申出により事業者が把握した健康情報については、取り扱う者の範囲や第三者への漏洩の防止も含めた適切な情報管理体制の整備が必要であること。

会社によって、担当者によって、意識の違いがある！！

臨床医の立場から



情報開示については、



産業医の有無の確認
産業医がいれば、産業医に詳細な情報提供
後は、産業医の仕事？

産業医がない場合
会社への情報の開示はどこまで必要か？

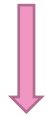


非常に悩ましい！！
経営者の性悪説？

よく起こる職場での問題



病状について、本人の認識とズレが生じている



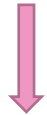
主治医の説明が理解できていない！

本人の希望を尊重しすぎると職場の負担感が大きくなる



周囲のサポートによる業務負担
どのように接して良いか、精神的な負担

他の労働者との不調和



何故、彼/彼女だけ優遇されるのか？

孤立化



過度な配慮は、逆効果になる場合がある



主治医が、職場の内情までわからない！



主治医は病状に際して、一般論な医学的判断が必要

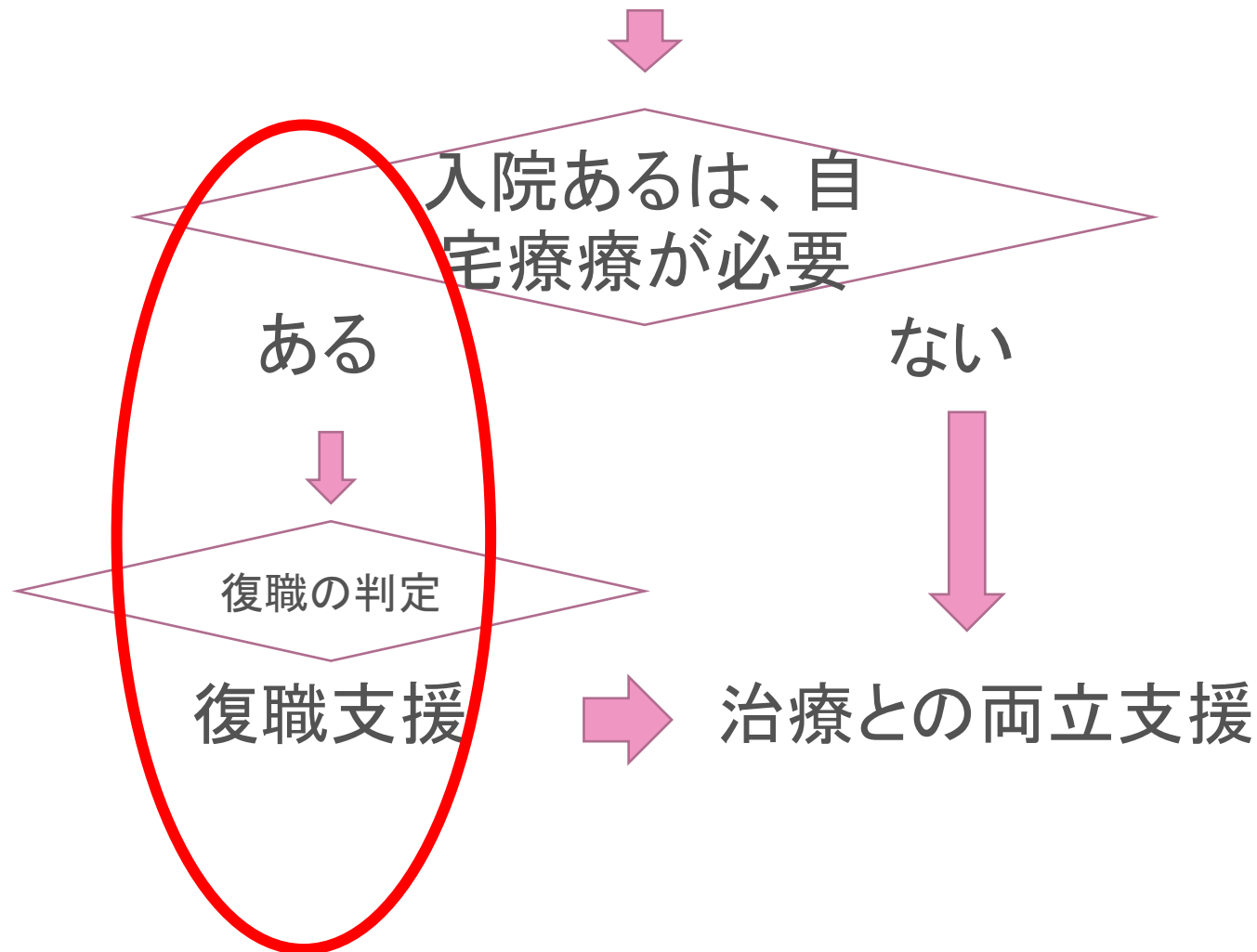


個別にどのように適応させるかは、職場の判断



産業医の助言

治療を要する労働者



復帰・両立支援における主治医の役割

就業の可否の医学的な判断

就業上の配慮の必要性の判断



現在の病状を的確に本人に伝える
本人が正確に病状を理解しているのか確認する
仕事の業種、業態、職位について考慮する
生活習慣指導を必ず行う

……特に運動についての指導を行う

(運動の可否で就業配慮の程度が推測できる)

まだ復職は無理かな？

そこをなんとか働かせてもらえないでしょうか。デスクワークのみですし、お願いします。



~~それでは、ご自身で働けると思ったら働いてください。復職可の診断書をだしましょう！~~

主治医が就業可と判断した場合

ガイドライン上は事業主が判断することになっているが、、
事業主の判断で、就業を不可と判断するのは困難！
産業医も就業不可と助言するのも困難！

「産業医が就業不可と助言したので、事業主は就業を不可とした」



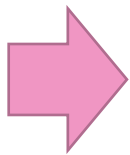
労働者は、主治医が就業可と判断しているのに就業する機会を失ったとして、訴訟



主治医の判断を尊重すべしという判例

主治医の医学的な見地からの判断が必要

安
易
な
判
断



就業により病状が増悪した場合は、**事業主**の責任
就業困難者が就業した場合、周囲の負担の増加

主治医として就労条件について言及する

不可

条件付きで可

可 就業の配慮必要

可 就業の配慮は不要

ウイルス肝炎

適切な就業上の配慮

不要？

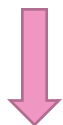
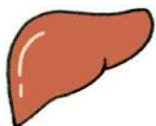
時間外労働制限の必要性？
肝毒性のある物質の取り扱い？
灼熱環境下での労働？
海外出張の可否？
営業職？



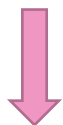
交替制勤務？
一人夜勤？
国内出張？

職種・職位？
労働時間の短縮？
通勤時間・手段の考慮？

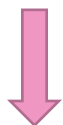
無症候期



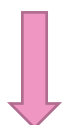
AST,ALT異常



肝硬変代償期



肝硬変非代償期



肝癌併発期



両立支援は、三次予防

肝炎対策には、一次、二次予防も同時に行う必要性

一次予防・・・正しい知しいの啓発・教育
偏見への対応

二次予防・・・肝炎検査の実施・職場での検査の提供
肝炎陽性者に対する受療勧奨！

肝疾患診療連携拠点病院医師・責任者の役割

1. 両立支援における**患者(労働者)の役割**を説明

2. **主治医の役割を浸透させる**

現在の病態の適切な説明

仕事をしていることへの配慮

・・・職業、職種、職位、業務内容

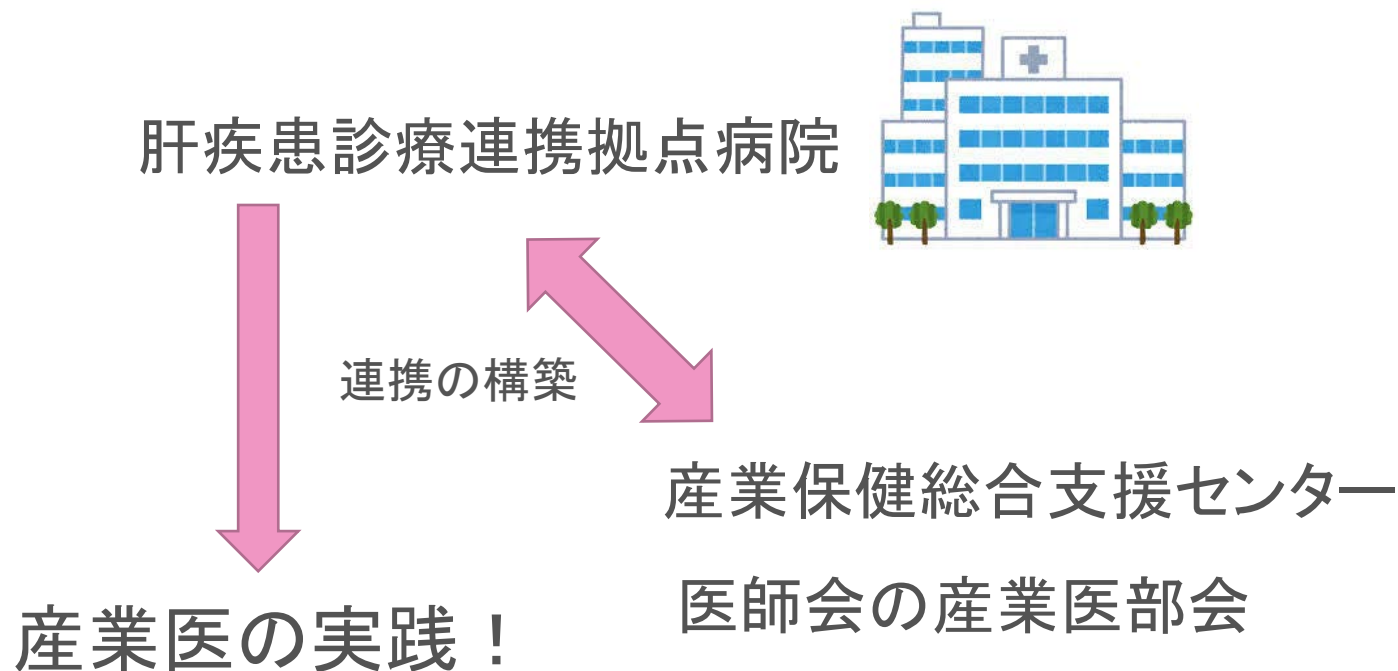
生活習慣に対する適切な指示

3. 産業医のいない事業所における**産業医機能の代償！？**

情報のコントロール

支援プランの作成の支援

支援プランを作る医師をいかに確保するか！



支援プランは医師でないと作れません！

就業配慮の基本

1. 通勤方法、通勤時間
2. 勤務時間・・・短時間勤務(半日、2時間短縮)、フルタイム
3. 残業時間・・・禁止、10h、20h、40h/月
4. 出張・・・・・・国内、海外(場所)
5. 業務内容・・・デスクワーク
 - 危険作業
 - 有害業務
 - 身体的負荷
 - 交代制勤務
 - 精神的負荷

事業主と労働者双方の妥協点を見つける！